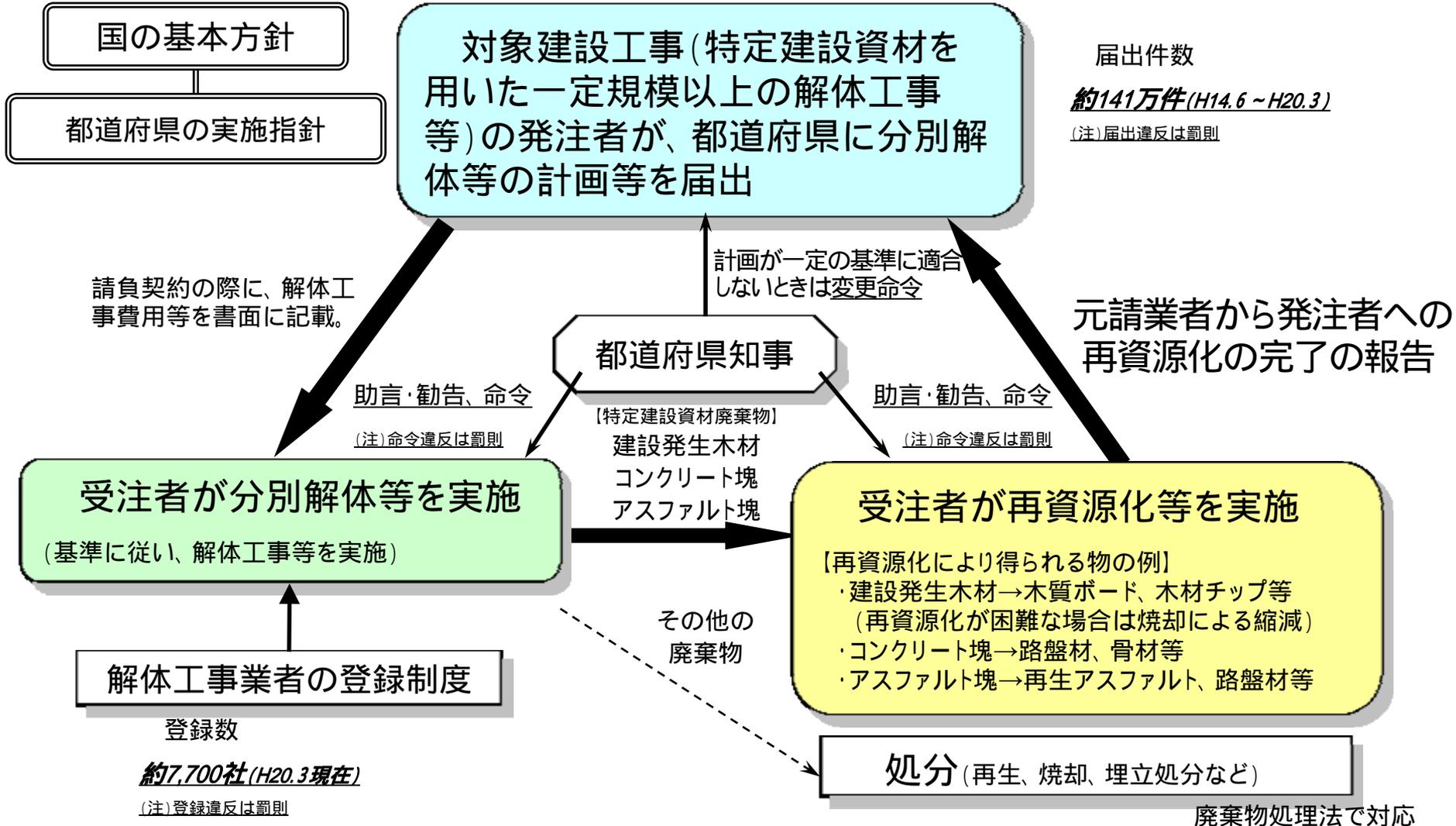


建設リサイクル法制度の施行状況の評価・検討に関するとりまとめ

< 建設リサイクル法の仕組み >

(平成12年5月公布、平成14年5月完全施行)



建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について

< 審議経過 >

平成14年5月 建設リサイクル法完全施行

建設リサイクル法附則第4条

「(略)施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」

平成19年11月 合同会合による審議開始

社会資本整備審議会環境部会
建設リサイクル推進施策検討小委員会
(委員長:嘉門雅史高松高専学校長)

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会
建設リサイクル専門委員会
(委員長:細田衛士慶應大学教授)

第1回 H19.11.6
第2回 H20.1.9
第3回 H20.2.5
第4回 H20.3.19
第5回 H20.6.4
第6回 H20.7.3

平成20年8月 中間とりまとめ
平成20年8月～9月 パブリックコメント

第7回 H20.12.11

平成20年12月 とりまとめ

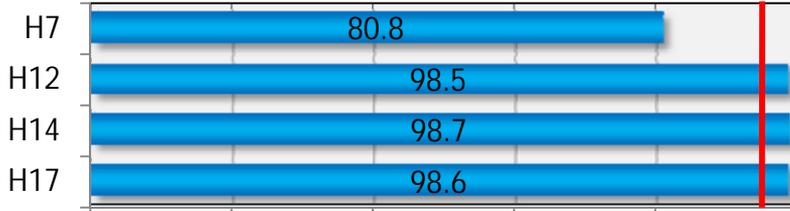
建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ

< 現状と課題 >

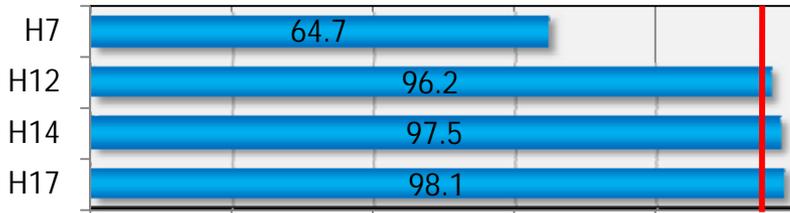
現状

- 特定建設資材廃棄物の再資源化等率の向上
- 建設廃棄物の不法投棄の大幅な減少

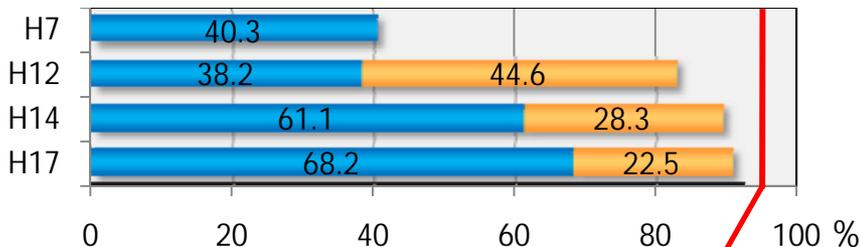
アスファルト・コンクリート塊



コンクリート塊



建設発生木材



再資源化

縮減

基本方針に定める目標: 95%

課題

- 建設廃棄物の再資源化の促進
 - 費用負担に対する発注者等の意識が高くないこと
 - 分別解体等の取組が十分でないケースがあること
 - 施工方法が不明確なケースがあること
 - 再資源化に支障を来す有害物質等の存在
 - 再資源化等状況の把握が必ずしも十分でないこと
 - 木材の縮減が多く、再資源化率が低いこと
 - 廃石膏ボード等の再資源化の取組の遅れ
- 建設廃棄物適正処理の徹底等
 - 依然として不法投棄等が多いこと
 - 状況把握が必ずしも十分でないこと
- 関係者の意識向上等と循環型社会形成の促進
 - 関係者間の意思疎通や情報交換が十分でないこと
 - 国民の理解・意識が高くないこと
 - 発生抑制に関する情報共有や実態把握・評価が十分でないこと
 - 再使用の総合的な取組が進んでいないこと
 - 再生資材の取組が十分でないこと

建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ

< 課題解決に向けての具体的取組 >

必要な措置を講ずるべきもの

- 分別解体等時の機械施工で対応可能なケースについて明確化する等の見直し
- 対象建設工事の事前届出・通知における内容の充実及び効率化等の検討・実施
- 元請・下請間の契約書面における再資源化等に係る記載内容の見直し
- 石膏ボードの解体時の現場分別の徹底
- 届出済みシールの現場標識貼付の全国展開
- 行政間の情報共有等の連携策

特に優先的に調査検討を行うべきもの

- 発生抑制・再使用の実態把握
- 建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの検討
- 対象建設工事の事前届出・通知率の向上策
- 工事規模と不適正処理量との関係の調査・分析
- 小規模工事における効率的な分別・収集・運搬の仕組みの検討
- 事前届出における手続及び審査の効率化の検討
- 石膏ボードの再資源化促進に向けた取組
- 廃棄物の自ら処理の実態把握

調査検討結果等を踏まえ、改めて検討を行うべきもの

- 対象規模基準の見直し
- 適切な届出時期の検討
- 解体工事業に係る規制の在り方
- 特定建設資材の指定品目の見直し
- 建設廃棄物の流れを把握するための「見える化」の仕組みの導入の検討

その他順次取組を行っていくもの

- 発生抑制に関する工法や技術等の情報の積極的な蓄積、共有及び周知等
- 関係者による電子マニフェストの普及促進
- 建設リサイクル制度に係る関係者間の情報共有、連携強化に必要な情報の提供法策についての検討及び実施
- 分別解体等における有害物質等の取扱いに関する、関係法令による規制も含めたより一層の情報提供
- 関係者に対する建設発生木材の縮減規定の周知徹底及び指導強化
- 行政パトロール等の充実による不法事例の摘発の強化 等